

春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域の犯罪及び交通事故の防止その他地域住民の安全を図るため、予算の範囲内で、LED型防犯灯（以下「防犯灯」という。）の設置を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 区、町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）で、市に届出をしたものであること。
- (2) 補助の対象となる事業の遂行のため、自ら維持管理する能力を有すること。
- (3) 防犯灯の電気料の負担者であること。ただし、町内会等を取りまとめて区等が補助事業者となる場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、公衆用道路等公共の用に供する場所を照らすことを目的とした防犯灯（LED型の物をいう。以下同じ。）の設置に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助事業者が自ら防犯灯を設置する事業であること。
- (2) 申請があった日の属する年度の3月31日までに完了する事業であること。
- (3) 設置する防犯灯が、次に掲げる要件に該当する物であること。

ア 町内会等の区域内及びその周辺で公衆用道路等公共の用に供する場所を照らすこと。

イ 既存の電柱に設置する物であること。ただし、設置できる電柱がない等

の理由によりやむを得ない場合は、ポールに設置する物であること。

ウ 他の防犯灯等照明器具との設置間隔は、概ね 25 メートル以上であること。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 防犯灯の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とすること。

(補助金の額)

第4条 1 灯当たりの設置費用に係る補助金の交付額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助事業着工予定日の15日前までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 申請箇所の図面

(2) 見積書の写し

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第4条の規定による交付決定をした後、補助事業者の請求に基づき、当該交付決定額の2分の1の額を交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 設置完了が確認できる写真
- (3) 領収書の写し

(補助事業者の義務)

第10条 補助事業者は、防犯灯を善良に維持管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、防犯灯を設置する際には必要に応じて許可又は同意を得るものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市防犯灯設置事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	種 類		交付額	限度額
既設柱式	新設	10V A	5分の3	20,000円
		20V A		28,000円
		40V A以上		46,000円
	更新	10V A		17,000円
		20V A		25,000円
		40V A以上		43,000円
ポール式	新設	10V A	45,000円	
		20V A	53,000円	
		40V A以上	71,000円	
	更新	10V A	51,000円	
		20V A	59,000円	
		40V A以上	77,000円	

備 考

- この表中「既設柱式」とは、既存の電柱・ポールに防犯灯を設置する方式をいう。
- この表中「ポール式」とは、専用ポールを新たに建て、又は取り替えて防犯灯を設置する方式をいう。
- この表中「新設」とは新たに防犯灯を設置することを、「更新」とは既設の防犯灯を取り替えることをいう。
- この表中「10V A」とは電気入力容量10Wまでのものを、「20V A」とは電気入力容量10Wを超え20Wまでのものを、「40V A以上」とは、電気入力容量20Wを超えるものをいう。